

議案第九十一号

国民健康保険直営診療所設置条例の一部改正について

次のとおり国民健康保険直営診療所設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四十四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第

号

国民健康保険直営診療所設置条例の一部を改正する条例

国民健康保険直営診療所設置条例（昭和二十八年三朝町条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行う」を「行なう」に改める。

第二条中「通り」を「とおり」に改める。

第三条中「穴鴨百六十八番地」の下に「及び」を加える。

第四条中「歯科 産婦人科」を削る。

第六条中「もの、外必要な事項は町長別にこれを」を「もののほか、必要な事項は町長が」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。